

# 告示

## 埼玉県告示第四十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	川口蕨線	埼玉県川口市西川口六丁目三〇六番二地先から 埼玉県川口市西川口六丁目八四番二地先まで